
委員の主な意見と事務局の対応について

川崎市環境局

答申素案への委員の主な意見と対応について（1/3）

■ 答申素案について ※Noの数字に下線があるものは第2回資源循環部会後に追加で頂いた御意見

No	委員	頁	意見要旨	事務局対応
1	寺園 部会長	全体	・冊子形式ではなくWEB閲覧用で作成しているため、市民にとってわかりやすいように 計画作成時には文字が多いページの工夫が必要 である。	・基本計画や行動計画の策定時には、 コラムやイラスト等を追加 して市民にわかりやすい計画とします。
2	寺園 部会長	45	・基本施策Ⅰ「循環経済への移行による循環型社会の構築」 上流や使う方の対策としてグリーン購入も含めた取組を盛り込めると良い。	・基本施策Ⅰの施策（1）の2つ目、「環境配慮製品の開発や再生資源の積極的な活用を推進」を、 「製品のライフサイクル全体を見据え、国や関係団体等に対し、設計・開発段階などにおける環境配慮製品の開発や再生資源の積極的な活用を推進」 に修正しました。 ・また、P62の 指標の1つに「市役所のグリーン購入割合」 を新たに位置づけました。
<u>3</u>	渡辺委員	45	・基本施策Ⅰ「循環経済への移行による循環型社会の構築」 循環経済に関して、プラスチックの分別等の周知は市民だけでなく処理事業者や排出事業者に対しても行ってほしい。	・行動計画の中で 処理事業者や排出事業者に対する効果的な周知方法 について検討します。
4	寺園 部会長	48	・基本施策Ⅱ「環境市民をめざした取組」 施策（1）「情報発信の充実」は、有名人やSNSの活用等、今までのやり方を超えた取組を盛り込めると良い。	・行動計画の中で、 市民に伝わる効果的な広報 を検討します。

答申素案への委員の主な意見と対応について（2/3）

No	委員	頁	意見要旨	事務局対応
5	寺園 部会長	48 ・ 51	基本施策Ⅱ「環境市民を目指した取り組み」 ミックスペーパーやプラスチックの分別は12年後にも変わらないと思うので、個別に対応できるように基本計画に盛り込んでであると良い。	- 基本施策Ⅱの施策（１）の２つ目、 「汚れやにおいが強いプラスチックもプラスチック資源として回収。また、資源集団回収品目や汚れた紙・ においの強い紙以外の全ての紙類はミックスペーパーとして回収する等、分別を促すためのより分かりやすく伝える広報の実施」を追記しました。 - 基本施策Ⅲの施策（１）の１つ目、 「プラスチック等の資源物の分別率向上を図るため、ターゲットに合わせた広報・普及啓発を行うとともに、ごみ排出ルール徹底に向けた対策強化」を、 「プラスチックやミックスペーパー等の資源物の分別率向上を図るため、ターゲットに合わせた広報・普及啓発を行うとともに、ごみ排出ルール徹底に向けた対策強化」に修正しました。
<u>6</u>	高橋委員	48	基本施策Ⅱ「環境市民をめざした取組」 環境市民を増やすために、川崎のごみ減量の取組、臨海部でのプラスチック資源のリサイクルの取組をもっと広報してほしい	行動計画の中で、市民に伝える効果的な広報を検討します。
<u>7</u>	高橋委員	49	基本施策Ⅱ「環境市民をめざした取組」 ごみ廃棄物減量指導員を始め、地域で清掃活動をしている人を表彰する制度を次の計画でも引き続き実施してほしい。	行動計画の中で、地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰する制度を位置付けます。

答申素案への委員の主な意見と対応について (3/3)

No	委員	頁	意見要旨	事務局対応
<u>8</u>	渡辺委員	54	基本施策Ⅳ「安全・安心な処理体制の構築」 家庭から排出される市で収集が難しい処理困難物等について、対応方法を検討してほしい。	国に対し、処理困難物の処理ルートの確保等、適正処理に向けた要望を行うなど取組を進めています。行動計画でも、回収ルートを検討するなど処理困難物の適正処理に向けた取組を進めます。
<u>9</u>	渡辺委員	54	基本施策Ⅳ「安全・安心な処理体制の構築」 災害時の廃棄物対応における具体的な役割分担など産業資源循環協会との実効性のある調整をしてほしい。	大規模災害時において、災害廃棄物を円滑に処理するためには市内事業者との連携が大変重要であると認識しており、産業資源循環協会とは複数回意見交換を行い、協会主催のセミナーに講師として参加させていただきました。行動計画でも取組内容を記載したうえで、災害時の円滑な廃棄物処理を目指し、協会の皆様と意見交換等を行います。
10	徳野委員	57	基本施策Ⅴ「健康的で快適な生活環境づくりの促進」 施策（１）の「高齢者夫婦世帯」は「高齢者のみの世帯」ではないか。	「高齢者夫婦世帯」を「高齢者のみの世帯」に修正しました。
11	宮脇 副部長	57	基本施策Ⅴ「健康的で快適な生活環境づくりの促進」 施策（１）「市民ニーズに対応した取組の推進」について、本計画は2037年までだが、2050年という先には、職員が減少する一方、高齢者が増加し、ふれあい収集の需要も多くなる。現在のふれあい収集のやり方では対応できなくなると考えるので将来的な収集方法の検討も実施して欲しい。	今後の社会状況の変化を踏まえながら、体制や制度の充実、地域ケアとの連携強化等を進めていきます。

重点案への委員の主な意見と対応について（1/3）

■ 重点案について

※Noの数字に下線があるものは第2回部会後に追加で頂いた御意見

No	委員	頁	意見要旨	事務局対応
1	徳野委員	3	・「事業者と連携したリユース・リサイクルの推進」 市民がリサイクルを容易に取組めるように、 リチウムイオン電池の回収リサイクルの広報をしっかりと進めるとともに、回収拠点を増やして欲しい。	・ 11月よりリチウムイオン電池の行政収集を開始するにあたり、引き続き広報をしっかりと行っていきます。
2	寺園 部会長	3	・「事業者と連携したリユース・リサイクルの推進」 製造や小売事業者等により様々な品目の回収リサイクルが進んでいるとの話したが、リチウムイオン電池ではJBRC対象外は回収リサイクルが進んでいないなどの例もあるため、 事業者との連携を進めて欲しい。	・ 11月よりリチウムイオン電池の行政収集を開始するにあたり、引き続き広報をしっかりと行っていきます。また、別途、事業者との連携についても検討していきます。
<u>3</u>	高橋委員	3	・「事業者と連携したリユース・リサイクルの推進」 国も自治体と民間事業者と連携したリユースの取組を推進しているが、川崎市は他都市に先んじているので、 もっと取組を進めて欲しい。	・ 事業者と連携したリユース・リサイクルの推進は重要な取組であると考えています。行動計画の重点に位置付けてしっかりと取組を進めていきます。
4	濃沼委員	4	・「多様な主体と連携した美化活動の推進」 美化活動には「ごみを減らす」と「緑を植えて街の景観を美しくする」の2つがあるが、「 ごみを減らす 」取組であることをわかりやすくして欲しい。	・ 答申案49ページ及び59ページ、重点の「美化活動」を「 ごみ拾いなどのまち美化活動 」に修正しました。

重点案への委員の主な意見と対応について（2/3）

No	委員	頁	意見要旨	事務局対応
<u>5</u>	篠倉 委員	4	・「多様な主体と連携した美化活動の推進」 ごみ拾いをしている団体などと連携、見える化をすることで、 こういった効果が生まれるのか。	・お互いの活動に参加する機会の増加や連携した活動の実施など、美化活動の活性化に繋げていきたいと考えています。また、まち美化活動の見える化を図ることにより、参加したい市民・事業者の活動の機会を増やす、意識の醸成を図るといった効果があると考えています。 ・取組：「まち美化活動を行っている団体や地域の活動をネットワーク化し、連携の輪を拡大」と「まち美化活動の見える化による市民、事業者の美化意識の向上及び醸成」を、団体や地域で実施しているごみ拾いなどの美化活動の「ネットワーク化」による連携推進、「見える化」による市民の美化意識の醸成に修正しました。 「キャンペーン等を活用した市民の意識啓発の実施」を追記しました。
<u>6</u>	篠倉 委員	4	・「多様な主体と連携した美化活動の推進」 ごみ拾いの活動をしている個人にごみ袋の補助等のサポートをして欲しい。	・ごみ袋については、多摩川美化活動や市内統一美化活動等のキャンペーンではごみ袋等の必要な物品を用意していますが、現状は個人へのごみ袋の支援はしていません。 ・活動しやすい環境づくりに向けた取組も必要と考えていますので、今後支援策を検討します。

重点案への委員の主な意見と対応について（3/3）

No	委員	頁	意見要旨	事務局対応
7	篠倉 委員	5	・「プラスチック資源の分別率向上」 集積所によっては、プラスチック容器包装や空き缶等の資源物が適切に分別されずに空きビンの回収箱に雑多に入れている。正しい分別を推進するため、資源物の品目ごとに集積所に回収箱を用意してあるのが理想だが、そういった取組は可能か。	・市内には約5万6千か所の集積所があり、マンション等の集合住宅専用や路上の集積所など、形態や規模等が様々となります。 品目ごとに回収箱を用意することは、設置するスペースの問題や、住民の集積所の管理に負担がかかること等から難しいと考えています。 ・名称：「プラスチック資源の分別率向上」を、「プラスチック資源等の分別率向上」に修正しました。 ・取組：「プラスチック資源一括回収の市内全域拡大及び資源物の分別率向上に向けた対策強化」、 「分別意識が低い若年層等、ターゲットごとに効果的・効率的な広報・啓発を実施」を、 「若年層や外国人市民等、ターゲットに合わせた効果的・効率的な広報・普及啓発の実施」 「集合住宅が多い本市の特性を踏まえた広報・普及啓発の実施」 「分別マナーの悪い排出者を対象とした排出ルール徹底に向けた対策強化」に修正しました